

選定方法及び応募資格条件等について

1 選定方法について

(1) 概要

- ・ ① 指定管理者制度による指定管理者としての管理運営事業、② 公募設置管理制度による公募対象公園施設等の整備、管理運営事業の両方の事業を行う一法人（もしくは複数の法人で構成する一グループ）を選定します。
- ・ 指定管理者の選定については、「小平市南西部地域の市立公園・体育施設・ふれあい下水道館指定管理者選定委員会兼鷹の台公園整備及び中央公園グラウンド改修・管理運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、委員会の審査を経て、市が指定管理者の候補者及び設置等予定者（以下、「指定管理者候補者」という。）を決定します。なお、選定結果によっては、適格者なしとする場合もあります。

(2) 選定の進め方、審査の流れ

- ・ 全応募団体について、書類及び面接の両面から総合的に審査を行います。
- ・ 審査は選定委員会委員の面前での面接審査となり、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。応募書類の内容及びプレゼンテーションの内容に対し、各委員から質疑があります。
- ・ 匿名による審査となりますので、団体名等が特定できない服装、持ち物に留意していただくとともに、これを踏まえたプレゼンテーション内容、質疑応答としてください。
- ・ 応募書類に基づき、「事業者の社会的要請等への取組に関する加点項目」について、事務局（担当課）が審査を行います。内容は、下記の「社会的要請等への取組に関する加点項目」のとおりです。
- ・ 選定委員会の各委員は、面接審査の結果に基づき、下記の「選定審査評価表」の各審査項目について、配点の範囲内で点数を付けます。全委員の採点した点数の合計が選定委員会の審査における得点となります。さらに、上記の社会的要請等への取組に関する加点項目における得点を加算した結果が総得点となります。
- ・ 面接審査には、可能な限り、総括管理責任者（予定）及び市民協働・コーディネーター担当（予定）の出席をお願いします。
- ・ 面接審査の日時、場所等は、事務局から通知します。

(3) 評価項目の概要と配点

提出された事業計画書、公募設置等計画など応募書類の内容を評価し、最優秀提案及び次点提案を選定します。なお、標準的な指定管理者選定（審査）委員会設置要綱においては、2人以上の委員の得点が満点の2分の1未満の事業者は、選定しません。

選定審査評価表 100点×審査員7名	下記①の表	700点
事業者の社会的要請等への取組に関する加点項目 ※事務局で確認し加点します。	下記②の表	44点
合計点		744点

① 選定審査評価表

審査基準		審査項目	配点
管理運営に係る評価（指定管理者、応募設置予定者）			60
1	市民の平等な利用が確保されること	平等な利用等を図るための具体的な手法について	4
2	公の施設の設置の目的が効果的に達成されること及び公募設置管理制度（Park-PFI）における事業の実施方針に関すること	対象施設の管理運営業務における基本的な方針及び公募設置管理制度（Park-PFI）の実施方針について	4
3	効率的な管理が行われること及び公募設置管理制度（Park-PFI）における施設の管理運営計画に関すること	対象施設の管理運営及び公募設置管理制度（Park-PFI）における管理運営について	8
		要望・苦情等への的確な対応について	6
		市民サービスの向上に向けた施策とその効果について	10
		地域連携、市民協働の推進のための取組と積極性について	8
		地域のまちづくり・エリアマネジメントに関する取組と積極性について	8
		収支計画の内容の的確性及び管理経費の縮減について	4
4	適正かつ確実な管理を行う能力を有すること及び公募設置管理制度（Park-PFI）における事業実施体制に関すること	指定管理事業、Park-PFI事業ともに安定的な運営が可能となる人的能力について	4
		指定管理事業、公募設置管理事業ともに安定的な運営が可能となる経営的基盤について	2
		指定管理事業、公募設置管理事業ともに管理業務における安全管理とその対策について	2
施設整備及び価格に関する評価（公募設置等計画における公募対象公園施設 及び特定公園施設）			40
5	公募設置管理制度（Park-PFI）における都市公園法第5条の2第2項第9号に基づく基準及び公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準	施設整備の方針	8
		施設整備に係る体制等	4
		施設全体の配置計画	4
		公募対象公園施設の建設計画	6
		特定公園施設の建設計画	8
		公募対象公園施設の管理運営計画	2
		既存施設解体工事及び公園整地工事計画	2
		価格審査（解体費、特定公園施設の設計費、特定公園施設の整備費、公募対象公園施設の使用料、用器具庫設置工事）※小数点以下第2位を四捨五入。	4
		その他、市の財政負担軽減や施設の魅力向上に向けた具体的な提案について	2
合計			100

※評価の視点は、別紙の評価表をご確認ください。

② 事業者の社会的要請等への取組に関する加点項目

社会的要請等への取組に関する加点項目の審査項目・審査の視点・配点下記の評価項目は、応募書類に基づき事務局で採点します。

審査項目	配点
①実績の評価	4
②品質管理の評価	4
③市内事業者の評価	2
④地域雇用の評価	2
⑤労働条件（報酬）の評価	6
⑥環境配慮活動の評価	4
⑦障がい者雇用の評価	4
⑧障がい者就労施設等からの調達の評価	2
⑨男女共同参画、ひとり親家庭・子育て中の女性の継続雇用の評価	4
⑩女性活躍推進法に基づく取り組みの評価	2
⑪高齢者雇用の評価	4
⑫災害協定の評価・災害活動等の評価・被災者雇用の評価	4
⑬ボランティア活動の評価・地域社会への貢献活動の評価	2
合計	44

※審査の視点の詳細は、別紙の評価表をご確認ください。

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果については応募者全員に郵送にて通知（共同事業体によるグループによる応募の場合には代表法人にのみ通知）するとともに、市ホームページにおいて公表します。

(5) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、選定前に本事業提案に関する事で、選定委員会の委員と接触を行った事実が判明した場合は、失格となる場合があります。

また、本事業の募集内容公表から設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らず、直接内容等に関する問合せを受け付けません。

2 選定委員会

本市の選定委員会の委員は以下のとおりです。

■ 選定委員会委員 (敬称略)

	委 員 名
会 長	田中 博晶 (環 境 部 長)
委 員	高木 理恵子 (弁 護 士)
委 員	菱山 園子 (公 認 会 計 士)
委 員	北 徹朗 (有 識 者)
委 員	栗山 丈弘 (有 識 者)
委 員	椎名 豊勝 (有 識 者)
委 員	余語 聡 (地 域 振 興 部 長)

3 応募資格条件等について

(1) 応募の制限

法人又はその代表者が、次に該当する場合は、応募者となることはできません。また、応募者は当該団体から直接又は間接に支援を受けることはできません。なお、協定締結までの期間に該当となった場合は、資格を喪失したものとします。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている場合。
- ② 当該法人又はその代表者の設立根拠法令等に規定する解散又は精算の手続きに入っている場合。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する場合。
- ④ 応募書類提出時点において、小平市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている場合。
- ⑤ 直近の3年間において、法人税、本店所在地の法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある場合。
- ⑥ 当該法人又はその代表者が、小平市が指定管理者を指定しようとする日前5年以内において、小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱（平成28年9月6日制定）第4条に定める措置要件に該当する場合。
なお、小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱第4条の規定により、警視庁から小平市へ情報提供等が行われるときがある。
- ⑦ 小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号）第3条第2項に該当する場合。
- ⑧ 選定委員及び選定委員の親族が所属する場合。
- ⑨ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していない場合。

- ⑩ 労働基準監督署から是正勧告を受けている（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合は是正勧告を受けていないものとみなします。）場合。
- ⑪ 当該法人又はその代表者の責めに帰すべき事由により、小平市又はその他の地方公共団体から、2年以内に指定管理者の指定の取消を受けている場合。

（２） 応募者の資格等

- ① 応募者は法人（以下「応募法人」という。）にかぎります。
- ② 単一の法人では業務を担えない場合には、適正に業務を遂行できる複数の法人で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）で応募することが可能です。
- ③ グループで応募する場合は、代表法人（他の法人は構成法人となります）を定めてください。
- ④ 代表法人は、グループを代表し業務の遂行に責任を持たなければなりません。申込書等は代表法人が提出してください。
- ⑤ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- ⑥ 応募法人等は、法令等遵守し、本業務を遂行するために必要不可欠な資格を有していることとします。
- ⑦ 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。応募法人等の中で、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人を定めてください。
- ⑧ 特定公園施設の設計業務を行うにあたり、応募法人等の中で、技術士（都市及び地方計画等）、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の造園等の資格もしくは同等の能力を有していることとします。
- ⑨ 情報公開、個人情報の保護について市の施策に準じた措置を講じることができることとします。
- ⑩ 本市情報セキュリティポリシーに合意し、遵守できる体制であることとします。
- ⑪ 応募法人等の中で、公募対象公園施設の整備工事業務を行う法人は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく、建設業の許可を受けていることとします。
- ⑫ 応募法人等の中で、特定公園施設の整備工事業務を行う法人は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。なお、特定公園施設の整備工事業務を担当する法人は、工事監理業務を担当する法人を原則兼ねることはできません。

※ 業務を遂行するために必要不可欠な資格等については、それを証明する書類を提出ください。「（別紙3）応募ための提出書類一覧表13」を参照。

（３） 応募条件

- ① 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ② 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

- ③ 選定委員会において、事業計画書等が選定された後では、自己都合による辞退はできません。
- ④ グループの構成法人の変更は、認められない場合があります。
- ⑤ 選定委員会での審査にあたり、委員本人または委員の3親等内の親族が応募者の代表者等である場合、当該委員を審査から除外します。該当する場合は、申請の際に申し出てください。